

(1) 議員の役割と議員活動の基本

(2) 質問・質疑の活用と議員としての発言のあり方

6 研修団体及び講師

株式会社地方議会総合研究所

講師 地方議会総合研究所所長・明治大学政治経済学部講師 廣瀬和彦

7 研修日

平成28年11月2日(水) 午前10時00分から同日午後5時00分

8 研修目的

(1) 議員の役割と議員活動の基本

(2) 質問・質疑の活用と議員としての発言のあり方

9 研修内容

(1) 議員の役割と議員活動の基本

現在、政務活動費問題で富山市議会、或いは徳島県阿波市議会副議長が議会を嘘の理由で欠席するという前代未聞の議員がいる。

ア 議員の役割と権限

(ア) 議員の役割

市民の幸福追求権を実現することが議員の役割であり、言葉を変えると地元の声を市政に届けることが議員の役割である。

(イ) 主な議員の権限

○ 会議内の権利としては

- ・ 動議の提出権
- ・ 質疑、質問、討論等の発言権

議員としての基本的活動である。この権利を行使しないと議員として失格である。

- ・ 表決権
- ・ 議長選挙等を行う際の選挙権
- ・ 表決に際しての投票方法等の要求権
- ・ 異議申し立て権

異議申し立てすることにより、裁判する道を残すことができる。

- ・ 事件等の撤回権

事件を撤回することにより、なかったことになる。

ア 議会の権限

(ア) 議決権

議決権とは地方公共団体の意思または機関としての議会の意思決定するために議会に付与された権限をいう。法的根拠は憲法63条重要事項に限定され条例により決定される。

- 条例制定権
- 予算議決権
- 決算認定権
- その他の議決権
- 法96条2項の活用

国の安全に関する事項については含まれない。

(イ) 選挙権

- 議会における選挙手続きと投票の効力

指名推薦とは一人の反対者もないとき行われる手続きで、議長選挙では本会議場での立候補をした場合は選挙が無効になる。

- 投票の効力に対する異議

(ウ) 監視権

議員には質問権があるのに地方議会において反問権をつけているのか疑問がある。

- 報告及び書類受理権
- 検閲検査権
資料要求権としての義務を負う
- 監査請求権
- 調査権

100条委員会のこと。100条委員会を設置したら結果をしっかりと残し、

住民にアピールする必要がある。

- 承認権
- 同意権
- 不信任議決権

(エ) 意見表明権

- 意見書提出権
- 諮問等親権
- 請願受理権

(オ) 自律権

- 決定権
- 自主解散権

(2) 質問・質疑の活用と議員としての発言のあり方

ア 質問について

質問権としての法的根拠はないが、監視機能として質問権が認められている。

(ア) 質問の意義と種類

議員は一般質問しかできないので、このことを頭に入れる。

(イ) 質問通告書の必要性と留意事項

会議規則62条2項に規定されており、質問する議員は議長に対し質問内容の要旨を記載した文章を提出しなければならない。該当しない場合は議長は受理しないことができる。

理由としては質問者の数を調整することにより、議会を円滑に進めることができる。

(ウ) 執行機関による事前聞き取り

住民のために行うということであり、論点を明確にするため必要である。執行部に対しておこなうものではないことを理解する必要がある。

(エ) 一問一答方式と一括質問一括答弁方式のメリット・デメリット

一問一答では傍聴者にとって理解しやすく、論点が明確になる。また答弁漏れもない。

しかし、同じ内容の質問が続き、質問数も減少するデメリットがある。

(オ) 一部事務組合等に対する質問

当該団体の仕事以外のことは質問できない。

(カ) 長・議長・議会事務局長に対する質問

できないものと解するのが一般的である。

(キ) 無通告による質問の取扱い

できるものとして考えられるが、議運で決定されたことの重みを考えた場合、無通告の質問はできないものと解するのが一般的である。

(ク) 重複質問の取扱い

ア 重複質問

同一事案の議員が取り上げることは本来おかしいということを議員が理解すること。

議運で重複質問を調整する必要がある。または、執行機関の答弁を簡単にして貰う必要がある。

イ 質問における要望・資料要求

質問をした後、要望する議員がいるが、要望はするべきではなく、質問と答弁がセットであることを解する必要がある。

ウ 質問の活性化手法

エ 質疑について

(ア) 質疑の意義と質問との違い

(イ) 委員会付託前の質疑と委員長報告後の質疑

カ 議員の発言

(ア) 発言における品位の保持

(イ) 無礼の言葉

(ウ) 他人の私生活にわたる言論の禁止

(エ) 不規則発言

(オ) 不穏当発言への対処方法

動議で可決しても何も効力はなく、議長のみが取り消す権限を持つ。

運用としては後日発言内容を吟味し、然るべき処置を取るとというのが運用である。

キ 議員の発言に対する責任

(ア) 名誉毀損発言と議員の責任

国会のように免責特権はなく、刑事責任を負う。また、国家賠償法の対象となり、故意、重大な過失があった場合は求償権を負う。

(イ) 一般質問において会社名や個人名を明らかにした議員としての発言の責任
企業名、個人名を出した方が説得力があり、責任を負うことはない。

10 質疑応答

特になし

11 呉市の展開の可能性

議員として地元の声を市政に届けることが議員としての仕事であり、公共の福祉を向上することが責務である。

また、議員は執行機関を監視する立場であることから、住民の公共の福祉を向上することは議員として議会の場で監視機能を発揮する。つまり、執行機関に対し住民の思いを質問することにより、住民が住みやすくする、また、住民の目に見える型にすることが必要であり、それを実行することが求められる。